

## ミャンマー人材の日本での就労手続き続報

2024年6月30日

ミャンマービジネスサポートデスク 西垣 充

日本の人手不足を背景に、海外での就労を目指すミャンマーの若者が増えています。他方で徴兵制が始まり、今年5月以降の海外渡航手続きの新規申請に関して、一部制限がかけられています。日本向けの場合ですが、技能実習生および特定技能について、23歳以上32歳以下の男性については、新規申請についての受理が5月1日から止まっています。ただし、4月30日までに申請手続きしたものに関して手続きは進んでおり、6月に入ってから海外労働身分証明カード(OWIC: Overseas Worker Identification Card)は随時発給されており、来日は続いています。

なお、日本での就労を希望する高度人材(ビザタイプ: 技術・人文・国際業務)の場合は、6月30日現在、制限はありません。

また、既に日本にいる人材について特段影響はありませんが、OWICは有効期間が5年間で、更新は日本で行うことはできず、ミャンマーに帰国後行う必要があります。日本で就労するOWICの有効期限が切れたミャンマーの方が一時帰国した場合、ミャンマー出国時には更新したOWICを入国管理局に提示する必要がありますが、その更新取得まで半年近くかかることもあり、出国できない可能性があります。

国軍統制下の国家統治評議会(SAC)は、昨年9月に在外就労者に対して、指定の送金サービスを利用し、収入の25%以上を本国に送金することを義務付ける指示が出されました。今月に入り各送り出し機関に対し、送金した実績を提出するよう指示がありました。これについては、タイとマレーシアで働くミャンマー人が正しく送金していない場合が多く、再度指示が出されていると言われていますが、日本で働くミャンマー人に対しても正しく送金するよう、送り出し機関への指示が出されています。

在外労働者の仕送りや税金は、不足する外貨獲得の有効な手段になるため、在外就労の一部を長期間止めることは考えにくく、早期の申請再開を見込んでいます。

以上